

国税の電子申告などには

公的個人認証サービスの電子証明書が必要です

公的個人認証サービスとは、インターネットを通じて安全・確実な行政手続きを行うために、他人による「なりすまし申請」や電子データが通信途中で改ざんされていないことを確認するための機能を、全国どこに住んでいる人に対しても提供するものです。

この公的個人認証サービスを利用すると、ご自宅などのパソコンからさまざまな行政手続きを行うことができます。

利用できる主な手続き

国税に関する電子申告（e・Tax）など

利用方法

サービスの利用には、電子証明書の発行を受ける必要があります。

電子証明書の有効期間は登録から3年間です。（ただし、住所・氏名などに変更があった場合は、その時点で失効します）

電子証明書の申請方法

○申請に必要なもの

- 1・住民基本台帳カード（お持ちでない場合は同時に申請可能です）
- 2・顔写真付き公的身分証明書 1点（運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カードなど）

※有効期限内のものに限りです。

※前記の身分証明書をお持ちでない場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳など本人確認ができる書類を2点提示してください。なお、この場合の電子証明書の発行は申請日の翌日以降になります。

3・手数料 500円

○発行にかかる時間の目安

約20分（住民基本台帳カード発行約10分／電子証明書発行約10分）

申請窓口

本庁市民生活課戸籍係のみ

午前8時30分～午後5時

※土日祝日・年末年始休業を除く

注意事項

- ・電子申請の利用には、ICカードリーダーやライタの購入等の準備が必要です。
- ・事前に公的個人認証サービスポータルサイト（<http://www.jpki.go.jp/>）でご確認ください。
- ・申告の時期は大変混み合い、発行までに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ

市役所市民生活課 戸籍係

☎ 63—5112

所得税・市民税にかかる

障害者控除対象者認定書を交付します

65歳以上の方で、身体や日常生活の状況などが障がい者と同じ程度であると認められる場合は、身体障害者手帳等の交付を受けていない方でも、所得税や市民税の障害者控除が適用されます。

そのためには、市の認定が必要になります。認定を希望される方は、市役所本庁・支所・または行政サービスセンター高齡福祉担当窓口で申請してください。

なお、申請の際には、印鑑を持参してください。

対象者の目安

- ・対象者の年齢が平成23年12月31日現在で65歳以上の方
- ・身体障害者手帳または療育手帳をお持ちでない方
- ・介護保険の要介護認定を受けている方

※認定を受けている方でも、審査の結果、対象にならない場合がありますので、ご了承ください。

認定書交付まで1週間ほどかかりますので、希望される方は、認定申請をされる前に早めに申請してください。

認定書申請に関するお問い合わせ

市役所高齡福祉課 高齡福祉係 ☎ 63—3790

または各支所・行政サービスセンター（高齡福祉担当）

市役所税務課 市民税係 ☎ 63—5110